

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

企業誘致による地域活性化プラン

## 2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道空知郡南富良野町

## 3 地域再生計画の区域

北海道空知郡南富良野町の区域の一部（金山地区）

## 4 地域再生計画の目標

南富良野町は北海道のほぼ中央に位置する山間地域であるが、広域交通に恵まれており、道南地域と道内第2の都市である旭川市を結ぶ国道237号線が地区内を縦貫し、これと道東の中核都市である帯広市に連絡する国道38号線が開設され、鉄道についてもJR根室本線が運用されているなどの交通条件の優位さにより発展を遂げ、さらに昭和37年に着工し、同42年に完成した金山ダム建設等を背景に、人口は昭和40年の2,490世帯・11,029人をピークに年々減少傾向にあり、平成17年度実施された国勢調査においてはピーク時の26.7%に当たる2,947人となっております。

さらに、本町を取り巻く雇用状況は厳しく、管内の有効求人倍率は0.56と低迷を続けており、依然として復調の兆しが見えない状況にあります。

こうした状況の中、本町金山地区においても同様に基幹産業であった第1次産業従事者の減少、金山営林署の廃止、さらに少子化の影響から児童数が1桁となり、子供達の理想的な教育環境を整えるべく、町立金山中学校を含め町内に4校あった中学校を3校閉校し、平成17年度からは1校となっております。

その結果、町立金山中学校の校舎や屋内運動場などの未使用施設が存在することとなりました。地域のコミュニティーの場としての役割を担ってきた地域の学校の閉校については、とても残念である反面、再利用による地域の活性化は町にとって必要不可欠な問題であり、最重点施策として有効、且つ適正な利活用方法を図るべく模索してきたと

ころですが、この度、町立金山中学校の後利用として新しいビジネスの展開が、大きくクローズアップされてきています。

具体的には、本町金山地区は現在建設中の北海道横断自動車道完成後には北海道の中心である札幌市や空の玄関口である千歳市、さらに、本州向け販路の拠点である苫小牧市との交通アクセスが整うため、屋内運動場を新車農機具の格納庫、新車製造及びメンテナンス整備工場及び屋外運動場についても新機種開発に伴うテスト圃場、テストコースとして整備することにより、建設コストの低減と輸送コストの低減ができ、需要拡大には必要不可欠な条件である安価で安定した供給施設として確立が図られます。

また、金山地区郷土資料保管庫としての活用を図るとともに、平成23年度を目処に観光案内所、地域特産農作物の販売、地域住民が作成するドライフラワー・木工品の展示販売、農林業の体験等によるグリーンツーリズム等を実施する地域交流施設として活用します。施設の活用にあたっては、地域の有志で組織する「金山の未来」魅力を伝える会や町が積極的に連携する等、企業・住民・町が一体となって取り組むとともに、観光や町づくりなどの情報は勿論のこと、近隣市町村の情報発信基地として活用することで、新規産業の推進と雇用の創出及び都市住民と地域住民との交流が生まれ地域活性化が図られることを目標としております。

以上のことから、本町金山地区は、廃校校舎等を上記のような場へと転用し地域産業の構築による地域経済の活性化、地域雇用の創造に資する民間事業者に対し無償で貸与することによって、地域振興を図るうえで、その利用価値は極めて高いと考えております。

なお、他の廃校校舎についても、地域の拠点施設として、交流や体験学習の場として活用できるよう地域及び農林業団体等と一体となって検討していくことといたします。

(目標1) 当該地区における新規雇用 年間30名

専門技術職を除き地域住民を雇用とする。

(目標2) 当該地区における定住者 100名

(目標3) 交流人口の拡大 年間200名

全国からの観光客・視察者の受け入れ。

(目標4) 物流効率化

金山地区へ移転時の道外向け輸送の拠点である苫小牧市までの所要時間

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

平成17年3月をもって閉校となった旧金山中学校の廃校施設を有効利用するため企業、オサダ農機株式会社に無償で貸与し、新車農機具の格納庫及び新車製造・メンテナンス整備工場、管理事務所並びに農林業の体験等を実施する地域交流施設として活用し、雇用の増大・定住人口の拡大等に繋げ地域の活性化を図るものであります。

企業が廃校施設を地域交流施設として活用するにあたっては、平成23年度を目処に地域の有志で組織する「金山の未来」魅力を伝える会や町と連携を図ることとし、具体的には、観光案内所、地域特産農作物の販売、ドライフラワー・木工品の展示販売所、農林業の体験等によるグリーンツーリズムを実施します。この、企業・町・住民が一体となった取組により、都市住民と地域住民との交流が図られ、地域住民にはビジネスとしてのメリットが生まれ、都市住民にとっては魅力ある地域住民との交流というメリットが発生し、その中から新規事業の創設や雇用拡大を図ります。

### 5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

#### (1) 支援措置の番号及び名称

【番号】 A0801

【名称】 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

#### (2) 事業の概要

今回の支援措置によって、南富良野町金山地区への企業誘致を図り、雇用の増大と定住人口の拡大を図るとともに、農林業の体験によるグリーンツーリズムの実施により、南富良野町の観光、農林業、まちづくりなどの情報はもちろんのこと、近隣市町村の情報も含めた情報発信基地として活用を図ります。これらにより、当該地域の農機具産業の振興並びに都市住民と地域住民の交流の場として2つの役割を併せ持つ複合施設として有効利用し、地域の活性化を目指すものであります。

具体的には、民間事業者オサダ農機株式会社により屋内体育館を農機具保管庫・メンテナンス整備・製造工場並びに校舎については管理事務所、研究開発室として活用するとともに、一部を地域住民で組織する「金山の未来」魅力を伝える会や町

と連携しながら農林業の体験等によるグリーンツーリズムを実施する施設として活用いたします。詳細としては参加者を受け入れるに当たり廃校校舎に交流体験室や農林業活性化推進室を設置した中で参加者全体の交流施設とし、宿泊については地元農家へのホームステイを基本といたします。体験内容としては地域住民と一緒にじゃがいもの掘取り、メロン・スイートコーンの収穫、搾乳、カラマツ林の除間伐などの体験交流を行うなど、都市住民と地域住民が一体となって実施していくことで、新規事業の創設や雇用の拡大につなげ地域の活性化を図ることといたします。

このような民間活力の導入により廃校校舎等を活用した本事業の展開は、町が抱える就業・雇用の場の不足からくる若年者の町外の流失、地域振興・地域コミュニティという課題に対して、農機具製造分野での雇用増と定住者の拡大と地域交流分野での交流人口の増加により地域活性化が図られることを期待するものであります。

なお、貸与は無償とし、南富良野町とオサダ農機株式会社の賃貸借契約締結により行います。

### (3)支援措置の適用要件

#### ①廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

廃校校舎等（南富良野町立金山中学校～平成17年3月31日閉校）の転用弾力化について、地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定申請する。

#### ②廃校校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。）

南富良野町は、基幹産業である第1次産業の衰退に伴い若年者が町外への流失するとともに、少子高齢化の影響で過疎化の進展が見られており、新たな定住対策、就労対策が重要な課題となっております。

こうした中、町内で自動車整備工場を営み富良野市において農機具開発製造に取り組むオサダ農機株式会社から、廃校校舎等の利用の申し出があり、南富良野

町としてはこれらに係る事業計画を精査した結果、企業立地による地域経済の活性化、地域雇用の創造、観光交流の促進につながる有効な後活用策と判断し地域再生計画へ認定申請を行うこととしたところであります。

具体的には、校舎教室を管理事務所や開発研究室など用途に合わせた利用が可能であり、屋外運動場は完成検査時のテストコース及びテスト圃場として活用するとともに、大型運搬車等の搬出の際にも利用することができ、しかも、多くの視察者を受け入れる場合にも十分な規模であるものと考えております。

さらに、企業が地域の有志で組織する「金山の未来」魅力を伝える会や町との連携を図りながら、農林業体験等によるグリーンツーリズムを実施することにより、都市住民と地域住民が一体となった交流が促進され、地域住民は都市住民のニーズを的確に把握することが可能となります。その結果、地元産品の消費拡大が図られるとともに、地元産品の消費拡大による地域に新たな雇用を創設し、地域活性化にも寄与するものと考えております。

このことにより、農家の所得の向上並びに地域の自立支援につながるるとともに、農機具製造分野、観光、農林業など1・2・3次産業が組み合わさった産業の創出展開されることによって、担い手対策や耕作放棄地の現状が改善され、雇用の確保、交流人口の拡大につながり、町・地域の課題である「地域活力を維持向上させ、過疎からの脱却、地域の再生、雇用の確保」につながるものと期待しております。

町としては、事業推進に係る用地の提供と廃校校舎等の無償貸与のほか、金山地区町有地の低価格宅地分譲地の斡旋による定住促進、及び廃校校舎等の整備費の一部助成支援を図るとともに北海道の農業普及指導関係部局とタイアップしてのグリーンツーリズム助成事業を活用した支援、また、農作物等の販売並びに各種イベントへ町職員を派遣し積極的な地元農作物のPR活動を行うほか、ホームステイ受け入れ家庭との連絡調整、参加者のニーズを把握するためのアンケート調査の実施、林業体験におけるフィールドの提供と技術指導、さらに、民間事業者や地域が取り組む活動内容について町のホームページや広報紙・観光パンフレットへ掲載し幅広く普及宣伝に努め、安定経営、都市住民と地域住民の交流の促進を側面から支援する措置を講じることといたします。

**③地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。**

オサダ農機株式会社では、現在、自走式小型収穫機械を中心に開発中で主に経営規模が小面積な本州地区をターゲットにした農作業用や家庭菜園用の収穫機を手軽に購入できる低価格に設定し需要拡大を目指しております。また、既存機械についても今までは受注生産により対応してきておりますが、順調な需要の伸びと早期納車に対応すべく大手メーカーからの依頼を受けて、在庫を持つようにすることから安定した生産台数の確保が見込まれ、今の製造工場及び新車格納庫が手狭になることや輸送コストの削減を考慮し、現在は富良野市において事業展開しておりますが、本町金山地区においてもオサダ農機株式会社金山工場として、既存の収穫機及び現在開発中の小型収穫機を含め年間約100台生産することを目標に今回、廃校校舎等を活用し南富良野町から全国に対しブランド発信することが地域経済並びに雇用創出に大きく貢献するものであります。

さらに、企業が平成23年度を目処に地域の有志で組織する「金山の未来」魅力を伝える会や町と連携を図り、観光案内所、地域特産農作物の販売、ドライフラワー・木工品の展示販売所、農林業の体験等によるグリーンツーリズムを実施いたします。具体的には廃校校舎に交流体験室や農林業活性化推進室を設置した中で参加者全体の交流施設とし、宿泊については地元農家へのホームステイを基本といたします。体験内容としては、地域住民と一緒にじゃがいもの掘り取り、メロン・スイートコーンの収穫、搾乳、カラマツ林の除間伐などの体験交流を行うなど、都市住民と地域住民が一体となったグリーンツーリズムを実施するに当たり、町と地域と一体となって地元産の消費と各種体験・交流事業のコーディネートを効率的に展開する拠点施設として廃校校舎等の利用が必要であります。

南富良野町としても、金山中学校の閉校に伴いその活用方法を検討してきたが、校舎等を解体し更地にして工場等を誘致する検討してみたが、多大な費用がかかるため町の財政状況を考えると困難であるとの結論に達しました。また、進出してくる企業等にとっても新たに施設を建設するより既存の校舎等を改造し使用できることは、投資効果的に最も効率的であると考えられます。

**④同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。**

南富良野町は、オサダ農機株式会社に対し、廃校になった旧金山中学校を無償貸与する。

#### **(4)施設の利用内容**

**①校舎～昭和47年度建築棟（854㎡） ・ 渡り廊下（42㎡）**

- ・ オサダ農機株式会社の管理事務所、新機研究室、歴代開発農機保管庫などとして使用する。
- ・ オサダ農機株式会社が、地域住民で組織する「金山の未来」魅力を伝える会や町と連携しながら、金山地区郷土資料保管庫として活用し歴史の継承を図るとともに、地域特産農作物の販売、ドライフラワー・木工品の展示販売、農林業体験によるグリーンツーリズム実施拠点施設として使用する。

**②屋内運動場～昭和62年度建築棟（713㎡） ・ 渡り廊下（16㎡）**

- ・ オサダ農機株式会社の農機具格納庫、農機具製造工場、農機具メンテナンス工場として活用を図る。

**③屋外運動場（6,715㎡）**

- ・ 既存農機具並びに新機種開発に伴うテスト圃場及びテストコース

## **6 計画期間**

平成19年度～平成26年度

## **7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

オサダ農機株式会社における雇用人数並びに定住者人口の数値等を検証するとともに、貸与施設の利用状況及び地域との交流活動状況を計画終了後、町職員及び有識者で構成する評価委員会で検証し、当計画の成果について総合的に判断する。

**8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項**

特になし